

特集Ⅱ

得点ポイント!
法改正&白書
問題演習編

Part 1

法改正対策 問題演習

2024年度（令和6年度）本試験に影響を受ける法改正項目の重要なポイントについての練習問題を掲載しています。先月号（6月号）で説明した内容を定着させるためにご活用ください。
※解答解説はP51から掲載しています。



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

一問一答問題

【労働基準法】

- 01 □□□ 使用者が、労働者に対し、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を明示する義務があるのは、期間の定めのない労働契約の締結の場合に限られる。
- 02 □□□ 有期労働契約の締結時に、当該有期労働契約の更新回数に上限の定めをする場合、使用者の労働者に対する当該事項の明示方法は、口頭による明示でも構わない。
- 03 □□□ 契約期間内に労働者が、無期転換申込みをすることがこととなる有期労働契約の締結時においては、使用者は、無期転換申込みに関する事項を労働者に対し明示する必要がある。
- 04 □□□ 使用者は、有期労働契約の締結後、当該有期労働契約の変更又は更新に際して、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数について、上限を定め、又はこれを引き上げようとするときは、あらかじめ、その理由を労働者に説明しなければならない。
- 05 □□□ 専門業務型裁量労働制に係る労使協定には、労働者を対象業務に就かせたときは対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならない旨を定める必要はない。
- 06 □□□ 専門業務型裁量労働制に係る労使協定には、労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況に関する労働者ごとの記録を当該労使協定の有効期間中及び当該有効期間の満了後5年間（当分の間、3年間）保存することを定める必要がある。

特集Ⅱ

得点ポイント!
法改正&白書
問題演習編
Part 2

白書・統計対策 問題演習



社会保険労務士
小林 勇
(山川社労士予備校)

6月号特集「得点ポイント！ 法改正&白書 白書・統計対策」の問題演習編です。白書・統計の重要なポイントを穴埋め問題と一問一答問題で出題しています。繰り返し解いて、しっかりと出題に備えましょう！ ※解答解説はP67から掲載しています。

穴埋め問題編

〔問 1〕 次の文中の [] の部分を最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、いわゆる「社会的入院」の問題など介護ニーズはますます増大していた。その一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきた。そこで、高齢者の介護の問題を一部の限られた人の問題として捉えるのではなく、高齢者を等しく社会の構成員として捉えながら、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成9年に介護保険法が成立し、平成 [A] 年4月から施行された。

介護保険制度は、①利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで契約を結んで利用すること、② [B] が介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作り、医療・福祉のサービスを総合的に利用すること、③民間企業、農協、生協、NPOなど多様な事業者によりサービスが提供されること、④所得にかかわらず原則 [C] 割の利用者負担とすること、を主な特徴とする利用者本位の仕組みとして創設された。

介護保険制度は、施行後、65歳以上人口が約1.7倍に増加する中で、介護保険サービス利用者数は約3.5倍に増加するなど、高齢者の生活になくてはならないものとして、定着・発展してきている。今後、高齢化が一層進展するとともに、生産年齢人口の急減が見込まれていることから、老後の生活の安心を支える介護保険制度は、今後より一層重要となっていくものと考えられる。このため、[D]（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の更なる深化・推進を図るとともに、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性を確保するための見直しなどが講じられている。

とりわけ介護保険制度と地域との向き合い方については、平成17年改正によって創設された[E]が挙げられよう。[E]は、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、平成18年度より市町村が実施しており、具体的には、①介護予防事業（平成26年改正により介護予防・日常生活支援総合事業に再編）、②包括的支援事業、③任意事業が行われている。